証券コード：8115
2020年６月５日

株 主 各 位

京都市下京区室町通四条南入鶏鉾町493番地
ムーンバット株式会社
代表取締役
会長兼社長 中 村 卓 司
執 行 役 員

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会会場へのご来場につきましては、無理をなさらず、見合わせていただくこともご検討ください。

議決権につきましては、書面による事前行使をご活用くださいますよう併せてお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後６時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　京都市下京区室町通四条南入鶏鉾町493番地
　当本社　２階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が大幅に減少いたします。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

お土産の廃止について

本年から、株主総会ご出席株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

３．目 的 事 項

報 告 事 項　(1)第79期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2)第79期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件

第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)３名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.moonbat.co.jp）に掲載しております。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
③ 連結計算書類の「連結注記表」
④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
⑤ 計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.moonbat.co.jp）に掲載することにより、お知らせいたします。

◎例年、総会会場の隣の部屋にて秋冬物新作商品の一部を展示いたしておりましたが、本総会におきましては中止とさせていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、消費増税後の国内消費低迷並びに新型コロナウイルス感染拡大を起因とする世界的な景気減速を反映して不確実性が高まり、極めて不安定な状況となりました。個人消費の動きも急速に弱まっており、インバウンド消費・国内消費ともに勢いのない状況が継続しております。

服飾雑貨業界におきましても、消費増税後の節約志向、台風等の自然災害、暖冬等の影響により、特に冬物商材の販売は大変厳しい推移となりました。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予定していた催事やバーゲンセール等が相次いで中止となったことや、外出自粛にて百貨店等への来店客数が激減したこと等から、冬物商材のバーゲン販売や春夏物商材の販売シーズン立ち上がりの商戦に大きな影響が出ました。一方で、消費者ニーズの多様化による消費動向の変化を背景に、当社グループの主力販売先である百貨店の相次ぐ閉店、売場の縮小、取引形態の変更等が加速しております。マーケット環境が急速に悪化している状況に鑑み、今後の販売が困難と判断せざるを得ない滞留在庫を再評価いたしまして、たな卸資産評価損９億63百万円を売上原価として計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の連結売上高は95億３百万円（前年同期比18.2％減）となりました。損益面では、たな卸資産評価損９億63百万円計上いたしましたことから、連結営業損失は14億57百万円（前年同期は１億90百万円の営業利益）、連結経常損失は13億19百万円（前年同期は２億49百万円の経常利益）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は14億25百万円（前年同期は１億32百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

なお、商品部門別の状況は次のとおりであります。

(洋 傘 部 門)

当連結会計年度の売上高は、49億３百万円、前年同期比15.4%の減収となりました。

洋傘・レイングッズ市場は、７月を除いて販売促進につながる降雨が少なく、シーズンを通して低調な推移となりました。一方、パラソル市場は、環境省から猛暑対策としてパラソル使用が推奨されたことや、紳士パラソルが注目されたこともあり、梅雨入りまでは好調に推移いたしましたが、７月の天候不順により一気に販売が落ち込みました。春夏物商材の立ち上がり時期である２月から３月にかけては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛により売場への来客数が減り、販売機会が損なわれました。洋傘部門合計の売上高は、前年同期を下回りました。なお、パラソルの紳士マーケットにつきましては、足元で急速に伸長しており、販売拡大の余地があると見込まれ、引き続き注力してまいります。

(洋 品 部 門)

当連結会計年度の売上高は、20億８百万円、前年同期比19.0%の減収となりました。

洋品市場は、春先からのトレンドもなく、消費増税・台風等の自然災害・暖冬の影響による消費マインドの落ち込みが激しく、シーズンを通して大きく低迷いたしました。洋品部門合計の売上高は、前年同期を大きく下回りました。

(帽 子 部 門)

当連結会計年度の売上高は、15億35百万円、前年同期比26.2%の減収となりました。

帽子市場は、梅雨入りまでは天然素材帽子の販売が堅調に推移いたしましたが、７月の天候不順により盛夏物商材の販売が不振となりました。暖冬の影響により冬物商材の販売が低迷し、２月から３月にかけてはパラソルと同様、春夏物商材の販売機会が大きく損なわれました。帽子部門合計の売上高は、前年同期を下回りました。

(毛皮・宝飾品部門)

当連結会計年度の売上高は、10億55百万円、前年同期比16.4%の減収となりました。

消費増税や暖冬の影響により、高価格帯の毛皮・宝飾品マーケットは盛り上がりに欠ける展開となりました。当社グループにおきましては、毛皮をトリミング使いした人気のアイテム、毛皮小物、エコファーニーズに対応した商品、インポート商品等、幅広い品揃えにて注力いたしましたが、２月から３月に予定されていた外商催事等の中止により、毛皮・宝飾品部門合計の売上高は前年同期を下回りました。

事業区分別売上高

区　　分	第78期 (2019年３月期)		第79期 (当連結会計年度) (2020年３月期)		前連結会計年度比	
	金　　額	構成比	金　　額	構成比	増 減 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
洋　傘　部　門	5,797,572	49.9	4,903,277	51.6	△894,294	△15.4
洋　品　部　門	2,481,183	21.3	2,008,894	21.1	△472,289	△19.0
帽　子　部　門	2,082,300	17.9	1,535,808	16.2	△546,492	△26.2
毛皮・宝飾品部門	1,263,243	10.9	1,055,937	11.1	△207,305	△16.4
合　　計	11,624,299	100.0	9,503,917	100.0	△2,120,381	△18.2

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度につきましては、特記すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、18億50百万円の短期借入及び１億円の長期借入を実施いたしました。

なお、当連結会計年度末の借入金の残高は21億19百万円となり、前連結会計年度末に比較して７億62百万円増加いたしました。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大防止のための商業施設の臨時休業や営業時間の短縮、外出自粛による消費マインドの低下等による当社商品販売への影響、消費者ニーズの多様化による消費動向の変化を背景とした百貨店等の相次ぐ閉店、売場の縮小、取引形態の変更等、個人消費を取り巻く環境はますます厳しく、先行き不透明感が強まっております。

当社グループでは、既存の販売ルート以外のチャネルでの売上げ・収益を拡大することが急務となっており、新しい柱となる事業の構築を推進するための体制を強化しております。また、引き続き、生産拠点の変更、原材料・生産方法の見直し等によるコストダウン、並びに経費の一層の削減に努めながら、マーケットに合わせた質の高いモノづくりと販売に注力してまいります。

２期連続の暖冬や天候不順といった天候変動要因の影響や新型コロナウイルス感染症の影響等により、当社商品の販売機会が大きく損なわれたこともあり、当連結会計年度に大規模なたな卸資産評価損を計上した後におきましてもなお、在庫水準はさらに削減に向けて取り組むべき課題となっております。在庫の増加に伴って有利子負債残高も増加傾向にあるため、併せて取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第76期 (2017年３月期)	第77期 (2018年３月期)	第78期 (2019年３月期)	第79期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売上高（百万円）	12,495	12,353	11,624	9,503
経常利益又は経常損失(△)（百万円）	626	655	249	△1,319
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	470	415	132	△1,425
純資産（百万円）	8,440	8,691	8,712	7,023
総資産（百万円）	12,683	12,764	12,955	11,642
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	95.55	84.71	27.11	△294.94
１株当たり純資産額（円）	1,720.46	1,782.77	1,789.48	1,469.41

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により、また１株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を第78期(2019年３月期)の期首から適用しており、第77期(2018年３月期)の総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ルナ株式会社	60,000千円	100.0%	毛皮・宝飾商品の企画販売
東京ファッションプランニング株式会社	48,720千円	100.0%	物流業務受託事業・デザイン企画事業
株式会社グローリー	35,200千円	100.0%	洋傘・パラソル等の製造、加工、販売
エクセレントスタッフ株式会社	26,000千円	100.0%	販売業務の業務請負等
A.F.C. ASIA LIMITED	1,000千香港$	100.0%	貿易業

② その他

主要な技術提携先として、下記の各社との間に、商標使用権の取得及びデザイン複製品の製造販売に関する契約を結んでおります。

ザ・ポロ・ローレン・カンパニー・エルピー（ポロラルフローレン）
伊藤忠商事株式会社（ランバン、ミラ・ショーン、フルラ）
三共生興株式会社（ダックス）
株式会社三陽商会（マッキントッシュフィロソフィー）

(7) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、当社、子会社５社及び在外子会社A.F.C. ASIA LIMITEDが出資している子会社１社で構成され、洋傘、洋品、毛皮、レザー、宝飾品、帽子などのアクセントファッション商品の企画、輸入、製造、仕入、販売等を主な事業内容としております。

(8) 主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

ムーンバット株式会社	本社(京都市)・東京本部(東京都)・東京支店(東京都)・東京支店札幌営業所(札幌市)・名古屋支店(名古屋市)・大阪支店(大阪市)・福岡支店(福岡市)
ルナ株式会社	本社(東京都)
東京ファッションプランニング株式会社	本社(京都市)・東部物流センター(埼玉県上尾市)
株式会社グローリー	本社(京都市)・工場(京都府南丹市)
エクセレントスタッフ株式会社	本社(大阪市)・東京支店(東京都)
A.F.C. ASIA LIMITED	本社(香港)・駐在員事務所(上海・厦門)

(9) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
251（473）名	△7（△18）名

（注）１．従業員数は就業人員を記載しております。
２．パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
184（20）名	△5（△1）名	38.6歳	14.6年

（注）１．従業員数は就業人員を記載しており、当社外への出向者は含んでおりません。
２．パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
	千円
株式会社三井住友銀行	587,750
株式会社京都銀行	374,995
株式会社三菱UFJ銀行	325,010
京都中央信用金庫	150,000

２．会社の株式に関する事項(2020年３月31日現在)

(1) 発行可能株式総数　　15,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　4,780,040株(自己株式561,693株を除く)

(3) 株主数　　2,435名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社ニード	736	15.41
八木通商株式会社	376	7.87
ムーンバット持株共栄会	254	5.32
株式会社三井住友銀行	232	4.85
河野正行	210	4.39
株式会社京都銀行	170	3.55
日本生命保険相互会社	160	3.35
京都中央信用金庫	146	3.06
岡本緑	115	2.42
ムーンバット役員持株会	109	2.28

(注) １．当社は、自己株式を561,693株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長 執行役員	中　村　卓　司	
取締役 専務執行役員	武　内　敏　和	事業本部長 A.F.C. ASIA LIMITED　代表取締役 上海慕恩巴特商貿有限公司　董事長
取締役 常務執行役員	杉　岡　善　秀	東京支店長
取締役 常務執行役員	山　田　隆　二	管理本部長（兼）リスク管理・コンプライアンス担当
取締役 執行役員	鎌　田　　尚	事業本部　副本部長 事業本部　パラソル・洋傘事業部長 事業本部　洋品事業部長
取締役 執行役員	籔　内　康　彦	経営企画・リスク管理室担当 関係会社管理部門　担当 事業本部　事業戦略部担当
取締役 （監査等委員・常勤）	大　道　　晃	
取締役 （監査等委員）	郷　田　紀　明	郷田公認会計士事務所　代表 税理士法人朝日新和会計事務所　代表社員
取締役 （監査等委員）	安　川　文　夫	安川文夫公認会計士事務所　所長

（注）１．取締役（監査等委員）郷田紀明氏及び安川文夫氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）の大道晃氏及び郷田紀明氏、安川文夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・取締役（監査等委員・常勤）大道晃氏は、当社グループにおいて豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

・取締役（監査等委員）郷田紀明氏及び安川文夫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。

３．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、大道晃氏を常勤の監査等委員として選定しております。

４．当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	6名 (－)	112百万円 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2)	24百万円 (11)
合計 （うち社外取締役）	9名 (2)	136百万円 (11)

(注) 1．当事業年度末現在の役員の員数は、取締役（監査等委員を除く。）６名、取締役（監査等委員）３名（うち、社外取締役２名）であります。

2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役の報酬限度額は、2016年６月29日開催の第75回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）について年額230百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員）郷田紀明

イ．郷田公認会計士事務所の代表及び税理士法人朝日新和会計事務所の代表社員であります。なお、郷田公認会計士事務所と当社との間には特別な関係はありません。また、税理士法人朝日新和会計事務所は、当社の顧問税理士法人であります。

ロ．当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席し、公認会計士及び税理士としての知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
また、当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち14回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

② 取締役（監査等委員）安川文夫

イ．安川文夫公認会計士事務所の所長であります。なお、同事務所と当社との間には特別な関係はありません。また、2020年3月31日まで公立大学法人兵庫県立大学　監事(非常勤) でありました。なお、同大学と当社との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席し、公認会計士及び税理士としての知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
また、当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち14回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

① 報酬等の額

	支　払　額
公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬額	27,600千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,600千円

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

② 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、継続的・安定的な配当を行っていくことを基本方針としております。

この方針に基づき、剰余金の配当につきましては連結配当性向30％程度を目処とし、継続的・安定的に実施できるよう努めてまいります。

今後も、中長期的な視点に立って、新事業の開発を含めた成長が見込まれる分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

なお、当期末配当につきましては、株主総会決議事項といたします。

当期の配当金につきましては、期末配当金を１株当たり30円とする予定であります。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
Ⅰ 流動資産	6,618,772	Ⅰ 流動負債	3,578,614
現金及び預金	1,082,244	支払手形及び買掛金	685,849
受取手形及び売掛金	1,963,917	電子記録債務	451,304
商品及び製品	3,155,071	短期借入金	1,765,932
仕掛品	6,758	リース債務	86,032
原材料及び貯蔵品	49,424	未払金	129,996
前渡金	104,527	未払費用	94,470
前払費用	57,136	未払法人税等	21,033
その他	211,692	未払消費税等	45,675
貸倒引当金	△12,000	賞与引当金	29,053
Ⅱ 固定資産	5,023,962	返品調整引当金	155,300
１．有形固定資産	3,413,085	その他	113,965
建物及び構築物	1,049,007	Ⅱ 固定負債	1,040,273
機械装置及び運搬具	3,637	長期借入金	353,823
工具器具備品	53,882	リース債務	269,615
土地	2,230,785	退職給付に係る負債	390,817
リース資産	75,772	その他	26,017
２．無形固定資産	591,789	負債合計	4,618,887
ソフトウエア	3,694	(純資産の部)	
のれん	88,836	Ⅰ 株主資本	6,977,315
借地権	211,740	１．資本金	3,339,794
リース資産	277,976	２．資本剰余金	1,041,407
その他	9,541	３．利益剰余金	3,117,700
３．投資その他の資産	1,019,086	４．自己株式	△521,586
投資有価証券	228,567	Ⅱ その他の包括利益累計額	46,531
長期貸付金	5,587	１．その他有価証券評価差額金	2,894
投資不動産	526,044	２．繰延ヘッジ損益	26,420
敷金	172,449	３．為替換算調整勘定	13,249
繰延税金資産	71,062	４．退職給付に係る調整累計額	3,967
その他	43,825	純資産合計	7,023,847
貸倒引当金	△28,449		
資産合計	11,642,735	負債・純資産合計	11,642,735

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		9,503,917
売上原価		6,489,662
売上総利益		3,014,255
販売費及び一般管理費		4,472,168
営業損失		△1,457,913
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,278	
為替差益	71,774	
不動産賃貸料	59,024	
売掛金回収差額	32,778	
その他	9,708	179,565
営業外費用		
支払利息	5,728	
不動産賃貸原価	31,237	
その他	4,488	41,455
経常損失		△1,319,803
税金等調整前当期純損失		△1,319,803
法人税、住民税及び事業税	50,275	
法人税等調整額	55,194	105,469
当期純損失		△1,425,272
非支配株主に帰属する当期純損失		－
親会社株主に帰属する当期純損失		△1,425,272

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
Ⅰ 流動資産	5,985,146	Ⅰ 流動負債	3,617,699
現金及び預金	664,096	支払手形	18,450
受取手形	29,620	電子記録債務	482,665
売掛金	1,864,875	買掛金	585,632
商品	3,124,618	短期借入金	1,845,000
前渡金	75,849	１年内返済予定の長期借入金	65,932
前払費用	55,149	リース債務	71,042
その他	180,937	未払金	190,985
貸倒引当金	△10,000	未払費用	55,914
Ⅱ 固定資産	5,327,746	未払法人税等	18,505
１．有形固定資産	3,304,998	賞与引当金	22,000
建物	999,349	返品調整引当金	155,300
構築物	2,549	その他	106,270
機械装置	3,044	Ⅱ 固定負債	993,026
工具器具備品	51,782	長期借入金	353,823
土地	2,197,145	リース債務	259,704
リース資産	51,125	退職給付引当金	352,499
２．無形固定資産	480,189	預り保証金	26,998
ソフトウエア	2,559	負債合計	4,610,725
電話加入権	8,381	（純資産の部）	
借地権	190,977	Ⅰ 株主資本	6,672,853
リース資産	277,861	１．資本金	3,339,794
施設利用権	410	２．資本剰余金	1,039,578
３．投資その他の資産	1,542,559	資本準備金	1,039,578
投資有価証券	228,567	３．利益剰余金	2,815,067
関係会社株式	492,158	その他利益剰余金	2,815,067
従業員長期貸付金	5,072	圧縮記帳積立金	24,258
投資不動産	593,453	繰越利益剰余金	2,790,809
敷金	172,449	４．自己株式	△521,586
破産更生債権等	31,365	Ⅱ 評価・換算差額等	29,314
繰延税金資産	45,055	１．その他有価証券評価差額金	2,894
その他	2,579	２．繰延ヘッジ損益	26,420
貸倒引当金	△28,142	純資産合計	6,702,167
資産合計	11,312,893	負債・純資産合計	11,312,893

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　上　高		9,005,295
売　上　原　価		6,551,398
売　上　総　利　益		2,453,896
販売費及び一般管理費		4,045,741
営　業　損　失		△1,591,844
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	75,523	
為　替　差　益	74,100	
そ　の　他	122,987	279,577
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	5,920	
そ　の　他	41,126	47,046
経　常　損　失		△1,359,314
税引前当期純損失		△1,359,314
法人税、住民税及び事業税	10,257	
法人税等調整額	31,359	41,616
当　期　純　損　失		△1,400,930

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

ムーンバット株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　羽　津　隆　弘　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　竹　田　雅　司　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ムーンバット株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ムーンバット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

ムーンバット株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　羽　津　隆　弘　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　竹　田　雅　司　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ムーンバット株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月12日

ムーンバット株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　大　道　　晃　㊞
監査等委員　郷　田　紀　明　㊞
監査等委員　安　川　文　夫　㊞

(注) 監査等委員郷田紀明及び安川文夫は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、継続的・安定的な配当を行っていくことを基本方針としております。

第79期の期末配当につきましては、事業環境の悪化等に伴う売上高減少の中ではありますが、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金30円といたします。
なお、この場合の配当総額は143,401,200円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件

新型コロナウイルス感染拡大を起因とする景気悪化及び消費動向の変化等により将来予測が困難な状況となっております。当社は、機動的かつ柔軟な資本政策の展開を可能とすることにより、企業価値の向上を図ることを目的とし、資本金及び資本準備金の額の減少を行いたく存じます。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

また、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であるため、当社の純資産額にも変更はなく、１株当たり純資産額に変動を生じるものではございません。

１．資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第１項の規定に基づき、2020年３月31日現在の資本金の額3,339,794,720円のうち2,339,794,720円を減少し、資本金の額を1,000,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2020年８月31日

２．資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

会社法第448条第１項の規定に基づき、2020年３月31日現在の資本準備金の額1,039,578,151円のうち789,578,151円を減少し、資本準備金の額を250,000,000円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2020年８月31日

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）６名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう３名減員し、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	なかむらたかし 中村卓司 （1954年12月17日生）	2005年６月　株式会社三井住友銀行　大阪本店営業第一部長 2007年６月　エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社 執行役員　投資第二本部　副本部長 2008年10月　大和ＳＭＢＣキャピタル株式会社 執行役員　事業投資第一部長 2010年５月　当社入社、専務執行役員　社長補佐 2010年６月　当社取締役 2010年10月　当社事業本部統括 2012年４月　当社代表取締役　社長執行役員 2015年６月　当社代表取締役　会長兼社長執行役員(現任) 2020年４月　当社事業本部長(現任)	51,980株
	〈取締役候補者とした理由〉 2010年に当社入社後、業務全般を経験し、2012年の代表取締役社長執行役員に就任以降、８年にわたりトップとして経営を牽引しており、豊富な経験と実績とともに優れた経営執行能力を有しております。当社における経営判断、監督の遂行及び当社グループの統括が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	かまだ　ひさし 鎌田　尚 （1965年12月11日生）	1988年４月　当社入社 2004年４月　当社第二事業本部　洋傘事業部長 2012年２月　当社事業本部　副本部長 2013年10月　当社事業本部　洋品事業部長 2014年10月　当社事業本部　パラソル・洋傘事業部長 2016年６月　当社執行役員（現任） 2016年10月　当社事業本部　副本部長 2017年４月　当社事業本部　事業戦略部担当 2017年６月　当社取締役（現任） 2019年４月　当社事業本部　副本部長（現任） 当社事業本部　洋品事業部長 2020年４月　当社事業本部　百貨店事業部長（現任） 当社事業本部　直営店開発事業部長（現任）	3,361株
	〈取締役候補者とした理由〉 2004年４月より洋傘事業部長や洋品事業部長、2017年４月より事業戦略部担当等を歴任し、当社グループにおける長年にわたる商品開発・営業販売での業務執行を通じ豊富な経験と実績を有しております。 今後も業務執行とともに経営の意思決定と監督の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	やぶうち　やすひこ 籔内康彦 （1958年９月15日生）	1981年４月　当社入社 2000年４月　当社第二事業本部　帽子事業部長 2007年10月　当社品質管理室長 2009年４月　当社経営企画･リスク管理室ヘッド 2012年４月　当社経営企画･リスク管理室長 2017年６月　当社執行役員（現任） 2018年７月　当社経営企画･リスク管理室担当（現任） 当社関係会社管理部門担当 2019年４月　当社経営企画･リスク管理室長（現任） 当社事業本部　事業戦略部担当 当社品質管理室長（現任） 2019年６月　当社取締役（現任）	3,302株
	〈取締役候補者とした理由〉 当社グループにおける長年にわたる商品開発・営業販売での業務執行を通じた経験と実績に加え、2012年４月より経営企画・リスク管理室長として経営全般に関する業務執行等、豊富な経験と実績を有しております。 今後も業務執行とともに経営の意思決定と監督の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

（注）　各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役３名全員が任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
※1	やまだ　りゅうじ 山田　隆二 （1962年３月30日生）	2004年８月　株式会社三井住友銀行　八王子法人営業部　部長 2005年10月　当社へ出向、当社経営企画室ヘッド 2006年10月　当社経営企画室長 2012年４月　当社執行役員　管理本部長（現任） 当社リスク管理・コンプライアンス担当（現任） 2013年４月　当社入社 2013年６月　当社取締役（現任） 2018年６月　当社常務執行役員（現任）	7,711株
	〈監査等委員である取締役候補者とした理由〉 当社グループにおいて豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。2012年４月より管理本部長として管理部門を統括しており、その知見や見識、経験を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性が期待できるため、新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。		
2	ごうだ　のりあき 郷田　紀明 （1940年11月３日生）	1969年７月　監査法人大和会計事務所入所 1970年７月　監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 1988年５月　同監査法人代表社員 2006年６月　同監査法人退職 2006年７月　郷田公認会計士事務所開業　同事務所代表（現任） 2006年８月　朝日新和税理士法人（現税理士法人朝日新和会計事務所）設立　同法人代表社員（現任） 2008年６月　当社監査役 2015年６月　当社取締役 2016年６月　当社取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 郷田公認会計士事務所　代表 税理士法人朝日新和会計事務所　代表社員	8,724株
	〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由〉 公認会計士・税理士としての専門的見地から豊富な経験と経営に関する高い見識を有しております。また、監査経験も豊富であり、その知見や見識、経験を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	やすかわ ふみお 安川 文夫 （1948年７月10日生）	1975年９月　監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 1999年８月　同監査法人代表社員 2011年６月　同監査法人退職 安川文夫公認会計士事務所開業 同事務所所長（現任） 2015年６月　当社監査役 2016年６月　当社取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 安川文夫公認会計士事務所　所長	1,673株
	〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由〉 公認会計士・税理士としての専門的見地から豊富な経験と経営に関する高い見識を有しております。また、監査経験も豊富であり、その知見や見識、経験を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。		

（注）１．※は新任候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
３．郷田紀明氏及び安川文夫氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
４．郷田紀明氏及び安川文夫氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、それぞれの在任期間は、本総会終結の時をもって、郷田紀明氏が社外取締役として５年、監査等委員である社外取締役として４年、安川文夫氏が監査等委員である社外取締役として４年となります。なお、両氏は、過去に当社の監査役であったことがあります。
５．当社は、郷田紀明氏及び安川文夫氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合は改めて両氏を独立役員として指定する予定であります。
６．当社は、郷田紀明氏及び安川文夫氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
両氏が選任された場合には、当社は両氏との間で同内容の契約を改めて締結する予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

2018年６月27日開催の第77回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された男澤才樹氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
おとこざわさいき 男澤才樹 (1962年10月15日生)	1996年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 中山慈夫法律事務所入所 2005年４月　中山・男澤法律事務所に改称（パートナー就任） 現在に至る 2013年４月～2016年３月 最高裁判所司法研修所教官（民事弁護）	0株
〈補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由〉 長年にわたり弁護士として培われた高度な専門的知識を、監査等委員である社外取締役に就任された場合に、当社の監査等に活かすことが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。		

（注）１．候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

２．男澤才樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．男澤才樹氏が、監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

以　上

「新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ」

当社第79回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応について、次のとおりご案内いたしますとともに株主の皆様へのご理解とご協力をお願い申しあげます。

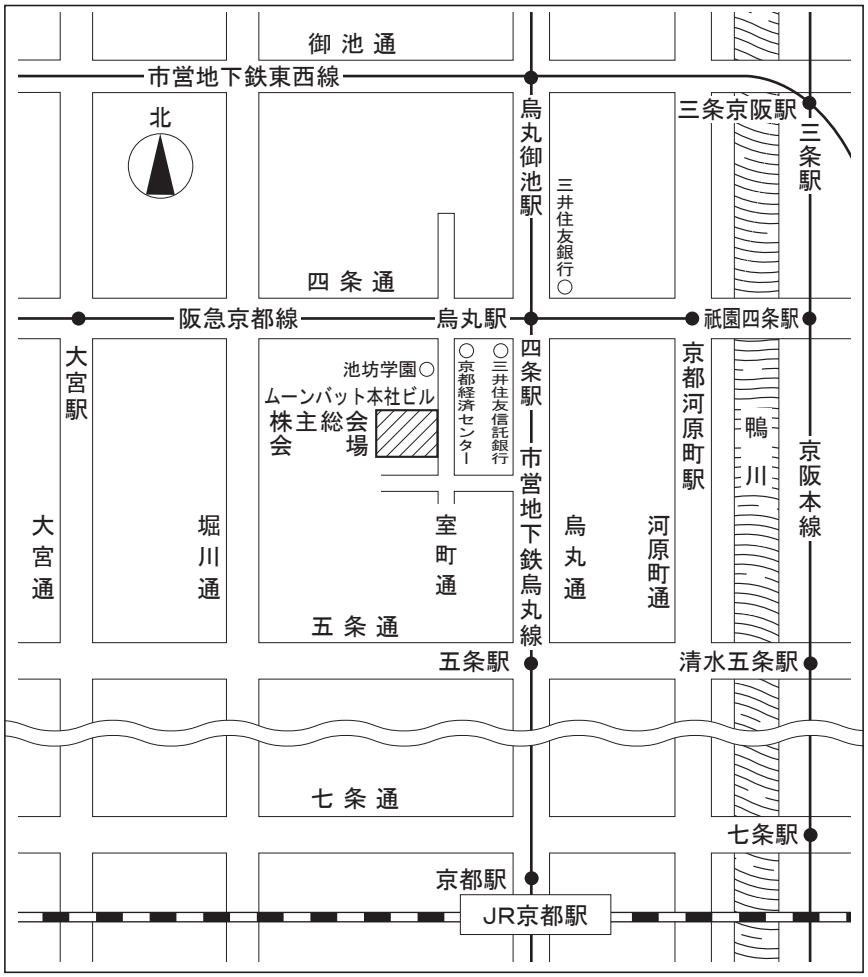
1. 株主の皆様へのお願い
   (1) 株主総会へのご出席のご検討にあたっては、株主総会開催時点での情勢やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場の見合わせも含め、ご検討くださいますようお願い申しあげます。基礎疾患のある方、妊娠されている方、ご高齢の方は特段のご留意をいただきますようお願い申しあげます。
   (2) 議決権につきましては、書面による事前行使をご活用くださいますようお願い申しあげます。

2. ご来場される株主様へのお願い
   (1) ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の使用とマスクの着用についてご協力をお願い申しあげます。
   (2) 総会会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきます。充分なお席が確保できない可能性がございますので、万が一満席となった場合は、入場をお断りする場合がございます。何卒ご容赦くださいますようお願い申しあげます。

3. 当社の対応について
   (1) 株主総会の運営スタッフは、マスク着用で応対をさせていただきます。
   (2) 受付及び各所にアルコール消毒液をご用意いたします。
   (3) ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
   (4) 本年から、株主総会ご出席株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただくこととなりました。
   (5) 例年、総会会場の隣の部屋にて秋冬物新作商品の一部を展示いたしておりましたが、本総会におきましては中止とさせていただきます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.moonbat.co.jp）にてお知らせいたします。

株主総会会場ご案内図



会　　場　京都市下京区室町通四条南入鶏鉾町493番地
　　ムーンバット株式会社　本社　２階ホール
交通機関　京都市営地下鉄烏丸線「四条駅」下車
　　京都市営バス「四条烏丸」下車
　　阪急京都線「烏丸駅」下車

◎駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

・事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の株主資本等変動計算書
・計算書類の個別注記表

第 79 期（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）

ムーンバット株式会社

法令及び当社定款第 14 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。

当社ウェブサイト：https://www.moonbat.co.jp

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

１．業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社取締役会において決議した、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりです。

(1) 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守を確保するために、コンプライアンス担当役員を設置し、「コンプライアンスプログラム」を制定する。

ロ. コンプライアンス担当役員の指揮の下、既に設置済の内部監査室において、内部監査を実施し、業務運営の状況を把握して改善を図る。

ハ. 既に導入済である内部通報制度については、通報者の保護を徹底し、引き続きその有効な運営を確保する。

ニ. 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修等により、コンプライアンスの知識を高め、役職員のコンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。

ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、断固とした態度で臨む。

ヘ. 財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告にかかる内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

ト. 監査等委員会は独立した立場にたって、取締役による内部統制システムの整備にかかる運用状況を監査する。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告にかかる情報を記録、保存及び管理して、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。

(3) 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理体制強化のため、取締役会直轄のリスク管理委員会及びリスク管理担当役員を設置する。

ロ. リスク管理委員会において、当社及びその子会社全体の各種リスクの評価を行い、具体的な対応策を検討し、必要な是正措置を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 執行役員制度を導入して、経営意思決定及び業務執行の監督のための機関である取締役会と、業務執行組織を区分する。

ロ. 取締役会の将来的なスリム化、活性化及び意思決定の迅速化を目指して、取締役の効率的な業務運営を推進する。

ハ. 取締役会から取締役への重要な業務執行の決定の委任に伴い、経営会議を重要事項の審議決定機関とする。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. コンプライアンス担当役員と子会社代表者とが緊密に連携して、業務運営の状況把握、改善を図り、業務の適正の確保及びムーンバットブランドの維持向上に努める。

ロ. 定期的に実施する子会社との会議の中で、子会社の年度事業計画を協議すると共に、財務状況その他の重要な情報についての報告を受ける。又、重要な事象が発生した場合には都度、当社と子会社との間で協議等を行い、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

ハ. 既に導入済である内部通報制度は、子会社の役職員も同様に通報対象者とした設計となっており、子会社ともども通報者の保護を徹底し、引き続きその有効な運営を確保する。

ニ. 当社が実施するコンプライアンス研修等は、子会社役職員も同様にその対象者とし、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会から要請があった場合には、当社の使用人の中から適切な人材を専従スタッフとして個別に任命して配置する。

(7) 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

イ.専従スタッフの独立した業務遂行を確保するために、当該使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
ロ.当該使用人に対して監査等委員会が指示した補助業務については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令権が及ばないこととする。

(8) 当社及びその子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
イ.取締役(監査等委員である取締役を除く。)は監査等委員会に対して、定期的に以下の事項について報告する。
a. 内部監査の結果
b. 内部通報制度を利用した通報の状況
c. その他業務執行に関する重要な事項
ロ.上記以外においても、当社及び子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は随時、以下の事項を監査等委員会に報告する。
a. 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生
b. 法令違反等の不正行為が発生する可能性もしくは発生した事実
c. 当社及び子会社の信用を著しく失墜させる事態
d. 内部管理の体制、手続き等に関する重大な欠陥や問題点
e. 重要会議の開催予定
ハ.取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会から要請があった場合には、必要な資料を添えて説明する。
ニ.監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ.取締役は、役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するように努める。
ロ.代表取締役と監査等委員との意見交換を密にし、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
ハ.監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1)当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
イ.コンプライアンス担当役員を任命しております。
ロ.内部監査室において内部監査を実施し、業務運営の状況の把握及び改善に向けて、推進しております。
ハ.内部通報制度を実施し、引き続きその有効な運営を確保してまいります。
ニ.「コンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス担当役員の指揮の下、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を実施しております。
ホ.インサイダー取引の未然防止等のため、当社の役員等について日本証券業協会の構築する J-IRISS に登録しております。
ヘ.反社会的勢力に対する本対応方針は、社内「コンプライアンスプログラム」においても明確に規定し、情報収集・管理も一元的に行いつつ、外部専門機関とも連携しながら、周知徹底を図っております。
ト.取締役会直轄のリスク管理委員会が中心となって、内部統制の運用状況の確認や不備事項の改善指導を実施できる体制となっております。
チ.監査等委員会は独立した立場にたって、監査しております。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制について
社内規程を整備し、各種記録の保存方法・取扱方法を定めております。

(3) 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
イ.リスク管理担当役員を任命しております。又、取締役直轄でリスク管理委員会を設置し、会長

兼社長執行役員がリスク管理委員長を務めております。リスク管理委員会は、日常的なモニタリングを行い、内部統制の運用状況を監視しております。

ロ.「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会の組織の中で定期的なリスクの識別・分析・評価を行い、優先順位を位置づけて対応する体制になっております。

各種方針・規程・マニュアル等は状況変化に応じて適時見直し、内部統制の有効性の維持向上を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

イ.執行役員制度を導入しております。

ロ.執行役員制度の導入と併せて、定款により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の定員を10名としております。

ハ.経営会議を重要事項の審議決定機関としております。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

イ.コンプライアンス担当役員は子会社代表者と定期的に相談し、業務運営の状況把握・改善を図っております。

ロ.定例的に子会社との会議を実施し、子会社の年度事業計画を協議すると共に、財政状況その他の重要な情報について報告を受けております。

ハ.子会社の役職員も通報対象者とした内部通報制度を実施中で、引き続きその有力な運営を確保してまいります。

ニ.子会社の役職員も対象としたコンプライアンス研修を実施済であります。

(6)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として現在１名のスタッフを配置しております。

(7) 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項について

イ.監査等委員会の職務を補助するスタッフの人事異動・評価等については、監査等委員会の意見を尊重し、対処しております。

ロ.当該使用人に対して監査等委員会が指示した補助業務については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令権が及ばないようにしております。

(8) 当社及びその子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制について

イ.全ての取締役会に監査等委員が出席し、情報を共有しております。

ロ.毎月１回定期的に、必要に応じて臨時に、取締役、監査等委員、幹部社員が出席する会議を実施し、意見交換を密にすると共に、各種情報も共有しております。

ハ.監査等委員へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行わないことを確保するための体制を構築しております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

イ.取締役は、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めております。

ロ.取締役会、各種会議、個別面談を通じて、代表取締役と監査等委員との意見交換は密に行われ、適切な意思の疎通が図られております。

ハ.監査等委員がその職務の執行について当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は、債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,339,794	1,041,407	4,689,032	△456,127	8,614,106
当期変動額					
剰余金の配当			△146,058		△146,058
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,425,272		△1,425,272
自己株式の取得				△65,458	△65,458
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△1,571,331	△65,458	△1,636,790
当期末残高	3,339,794	1,041,407	3,117,700	△521,586	6,977,315

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額	
当期首残高	58,345	17,220	15,015	7,632	98,212	8,712,319
当期変動額						
剰余金の配当						△146,058
親会社株主に帰属する当期純損失						△1,425,272
自己株式の取得						△65,458
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△55,450	9,200	△1,765	△3,664	△51,681	△51,681
当期変動額合計	△55,450	9,200	△1,765	△3,664	△51,681	△1,688,471
当期末残高	2,894	26,420	13,249	3,967	46,531	7,023,847

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

当社の子会社は下記の６社であり、すべて連結の範囲に含めております。

ルナ株式会社

株式会社グローリー

エクセレントスタッフ株式会社

東京ファッションプランニング株式会社

A.F.C.　ASIA　LIMITED

上海慕恩巴特商貿有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海慕恩巴特商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。

ロ．デリバティブ　時価法によっております。

ハ．たな卸資産

主として総平均法に基づく原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ロ．無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ．投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．返品調整引当金　返品による損失に備えるため、得意先における保管在庫に基づいた一定の見積方法による返品見積額から算出した損失見込額を計上しております。

④　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、同社の決算日現在の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理によっております。

また、社内で定めたリスク管理方法により、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　外貨建取引（金銭債権債務）又は外貨建予定取引の為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

ハ．ヘッジ方針　デリバティブ取引は、為替予約取引については輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため、外貨建の買掛金について通常の取引の範囲内で包括的な為替予約取引を行い、12ヵ月を超える長期の契約、及び投機的な取引は行わない方針をとっております。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法　ヘッジ対象とヘッジ手段の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより、有効性を判定しております。外貨建予定取引をヘッジ対象とする為替予約については、過去の取引実績及び予定取引数量等を総合的に検討しております。

ホ．その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

⑥　退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式を採用しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その投資効果の発現すると見積もられる期間にわたり定額法により償却しております。

２．会計方針の変更に関する注記

当社グループの在外連結子会社では、当連結会計年度の期首から「リース」（IFRS16号）を適用しており、原則としてすべての借手としてのリース取引を連結貸借対照表の資産及び負債に計上する方法に変更しております。

当該会計基準適用に伴う連結計算書類への影響額は軽微であります。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

建物及び構築物	777,530千円
土地	1,156,777千円
投資不動産	214,263千円
計	2,148,571千円

上記の物件は、短期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む。）592,177千円及び長期借入金307,823千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産	1,341,472千円
投資不動産	89,461千円

４．連結損益計算書に関する注記

販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価	963,610千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,341,733株	－株	－株	5,341,733株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	473,103株	88,590株	－株	561,693株

（注）自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得88,000株及び単元未満株式の買取り590株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2019年６月26日開催の第78回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　146,058千円
・１株当たり配当金額　　30円
・基準日　　2019年３月31日
・効力発生日　　2019年６月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年６月26日開催予定の第79回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　　143,401千円
・配当の原資　　利益剰余金
・１株当たり配当金額　　30円
・基準日　　2020年３月31日
・効力発生日　　2020年６月29日

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内管理方法に従いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。また、取引先企業等に対し、貸付を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが短期間の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金の使途は運転資金(短期又は長期)及び設備投資資金(長期)であり、リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。なお、デリバティブ取引は内部管理方針に従い、実需の範囲で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	1,082,244	1,082,244	－
②受取手形及び売掛金（*）	1,951,917	1,951,917	－
③投資有価証券	172,734	172,734	－
④支払手形及び買掛金	685,849	685,849	－
⑤電子記録債務	451,304	451,304	－
⑥短期借入金	1,765,932	1,765,932	－
⑦リース債務（１年内返済予定のものも含む）	355,648	344,829	△10,819
⑧長期借入金	353,823	351,142	△2,680
⑨デリバティブ取引	40,739	40,739	－

(*) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注 1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、⑤電子記録債務、並びに⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦リース債務（１年内返済予定のものも含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の取組を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の取組を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑨デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（注 2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式　＊1	55,832千円
敷金　＊2	172,449千円

＊1　非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

＊2　賃借物件において預託している敷金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

７．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、京都市に所有する本社ビル等の一部を賃貸業に供しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額	時価
526,044	649,600

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．期末時価は、固定資産税評価額等の一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,469円41銭

(2) １株当たり当期純損失　△294円94銭

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から 2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,339,794	1,039,578	1,039,578	27,108	4,334,948	4,362,057
当期変動額						
圧縮記帳積立金の取崩				△2,849	2,849	－
剰余金の配当					△146,058	△146,058
当期純損失					△1,400,930	△1,400,930
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	△2,849	△1,544,139	△1,546,989
当期末残高	3,339,794	1,039,578	1,039,578	24,258	2,790,809	2,815,067

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△456,127	8,285,301	58,345	17,281	75,626	8,360,928
当期変動額						
圧縮記帳積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△146,058				△146,058
当期純損失		△1,400,930				△1,400,930
自己株式の取得	△65,458	△65,458				△65,458
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△55,450	9,139	△46,311	△46,311
当期変動額合計	△65,458	△1,612,448	△55,450	9,139	△46,311	△1,658,760
当期末残高	△521,586	6,672,853	2,894	26,420	29,314	6,702,167

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ．子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法によっております。

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ　時価法によっております。

③ たな卸資産

商　品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

イ．所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 返品調整引当金　返品による損失に備えるため、得意先における保管在庫に基づいた一定の見積方法による返品見積額から算出した損失見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 また、社内で定めたリスク管理方法により、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	外貨建取引（金銭債権債務）又は外貨建予定取引の為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。
③ ヘッジ方針	デリバティブ取引は、為替予約取引については輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため、外貨建の買掛金について通常の取引の範囲内で包括的な為替予約取引を行い、12ヵ月を超える長期の契約、及び投機的な取引は行わない方針をとっております。
④ ヘッジの有効性評価の方法	ヘッジ対象とヘッジ手段の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより、有効性を判定しております。外貨建予定取引をヘッジ対象とする為替予約については、過去の取引実績及び予定取引数量等を総合的に検討しております。
⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの	デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理	退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
② 消費税等の会計処理	税抜方式を採用しております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

建物	750,777千円
土地	1,156,777千円
投資不動産	241,016千円
計	2,148,571千円

上記の物件は、短期借入金562,245千円、１年内返済予定の長期借入金29,932千円及び長期借入金307,823千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産	1,227,054千円
投資不動産	130,153千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	7,645千円
② 短期金銭債務	539,775千円
③ 長期金銭債務	981千円

３．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	33,356千円
② 仕入高	3,513,472千円
③ 販売費及び一般管理費	1,306,035千円
④ 営業取引以外の取引高	102,032千円

(2) 販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価	963,610千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	473,103株	88,590株	－株	561,693株

（注）自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得88,000株及び単元未満株式の買取り590株による増加分であります。

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

（繰延税金資産）	
税務上の繰越欠損金	334,556千円
たな卸資産評価損	137,801千円
退職給付引当金	107,653千円
関係会社株式評価損	50,484千円
返品調整引当金	47,428千円
投資有価証券評価損	26,725千円
貸倒引当金	11,648千円
減損損失	11,529千円
その他	15,375千円
繰延税金資産小計	743,201千円
評価性引当額	△673,433千円
繰延税金資産合計	69,768千円
（繰延税金負債）	
繰延ヘッジ損益	△11,616千円
圧縮記帳積立金	△10,665千円
その他有価証券評価差額金	△2,430千円
繰延税金負債合計	△24,712千円
繰延税金資産(負債)の純額	45,055千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

６．リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 所有権移転外ファイナンス･リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として本社及び各事業所におけるコンピュータ機器及び設備(工具器具備品)であります。

無形固定資産

ソフトウエアであります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	20,808千円
１年超	71,094千円
合計	91,902千円

(3) 転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上している額

① リース投資資産

流動資産	120千円
合計	120千円

② リース債務

流動負債	120千円
合計	120千円

７．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	住所	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容		取引金額（千円）注４	科目	期末残高（千円）注４
				役員の兼任等	事業上の関係					
子会社	A.F.C. ASIA LIMITED	香港	100	兼任１名	当社の仕入先	注１	商品等の仕入	2,354,268	買掛金	108,892
子会社	東京ファッションプランニング株式会社	京都市	100	兼任１名	当社の業務委託先	注１	デザイン企画料	228,746	買掛金	25,389
						注３	物流業務委託料	466,767	買掛金	2,096
									未払金	54,432
						注２	資金の借入	100,000	短期借入金	100,000
							資金の返済	100,000		
							利息の支払	367	－	－
子会社	株式会社グローリー	京都市	100	兼任３名	当社の仕入先	注１	商品等の仕入	878,558	買掛金	101,611
									電子記録債務	31,361
							不動産賃貸料	23,184	－	－
子会社	エクセレントスタッフ株式会社	大阪市	100	兼任２名	当社の業務委託先	注１	店頭販売業務委託	891,167	未払金	70,719
						注２	資金の借入	45,000	短期借入金	45,000
							資金の返済	45,000		
							利息の支払	293	－	－

（注）１．取引条件については、一般取引条件と同様に決定しております。
２．資金の貸付並びに資金の借入に対する利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
３．業務委託契約に基づいており、業務内容及び市場価額等を総合的に勘案し協議のうえ決定しております。
４．取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,402円12銭

(2) １株当たり当期純損失　△289円90銭